

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成17年10月31日

京都市長 榊本頼兼

医療機関指定（病院・診療所・歯科・薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
(財) 泉谷病院	右京区花園伊町41番地7	平成17年9月1日
つるみ医院	北区紫野上野町130番地1 サンパレス紫野	平成17年10月1日
はった医院	上京区大宮通今出川上ル観世町114番地1	平成17年9月1日
竹上内科クリニック	上京区出町栴形上ル青竜町199番地	平成17年10月1日
豊田医院	上京区新町通角中長者町291番地	平成17年9月1日
たなか睡眠クリニック	下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地 四条SETビル5F	平成17年9月1日
柴田クリニック	左京区吉田中阿達町38番地8	平成17年9月2日
三浦診療所	左京区下鴨本町12番地4	平成17年10月1日
おくだこどもクリニック	伏見区深草新門又町155番地	平成17年10月1日
みぞかわ歯科医院	山科区四ノ宮神田町20番地	平成17年10月1日
カキノキ薬局東一条店	左京区吉田牛ノ宮町19番地	平成17年9月2日
ファーマシィほんまち薬局	東山区本町14丁目260番地	平成17年9月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)